

○大府市おもちゃ図書館設置要綱

(設置)

第1条 心身障害児に健常児との出会い及びふれあいの機会を提供し、おもちゃを通して生活を楽しく豊かなものにするため、大府市発達支援センターおひさまに大府市おもちゃ図書館（以下「図書館」という。）を置く。

(事業)

第2条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) おもちゃの利用に関すること。
- (2) 療育訓練に適したおもちゃの紹介に関すること。
- (3) 手作りおもちゃの作り方の指導に関すること。

(利用対象者)

第3条 図書館を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する小学生以下の心身障害児で、保護者が同伴するもの
- (2) 市内に居住する就学前の健常児で、保護者が同伴するもの
- (3) 市長が特に必要と認める者

(利用日等)

第4条 図書館を利用することができる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までを除く。）の午後3時から午後5時まで
- (2) 毎月第1土曜日の午後2時から午後4時まで

(利用の手続)

第5条 図書館を利用しようとする者の保護者は、利用申込書に記入しなければならない。

(貸出しの数及び期間)

第6条 おもちゃの貸出しは、第3条に規定する利用対象者1人につき2個以内とし、1世帯につき5個以内とする。

2 おもちゃの貸出期間は、30日以内とする。

(利用の制限)

第7条 市長は、図書館の運営上支障があると認めるときは、図書館の利用を制限し、又はおもちゃの貸出しを停止し、若しくは返却を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。